

税制改正に関する 建議・要望

税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

税制に対する 基本的な視点

- ① 担税力に即した公平な税負担
- ② 中立的で簡素な税制
- ③ 合理的な事務負担
- ④ 時代の変化に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議・要望の構成

- ◆ 特に強く主張したい5項目の「重要建議・要望項目」
- ◆ 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
- ◆ 全国15税理士会及び日税連の631項目の税制改正意見から39項目に集約した「建議・要望項目」

重要建議・要望項目

消費 税

消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること（建議書4頁）

災害対応税制

雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること（建議書4頁）

所 得 税

年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること（建議書2頁）

中小法人税制

役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること（建議書3頁）

所 得 税

少子化対策について、税制面での検討を行うこと（建議書2頁）



主な建議・要望項目

所 得 税	1	基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、その額を引き上げ、所得計算上の控除を縮減すること (建議・要望項目3)
	2	死亡の場合の準確定申告書の提出期限を、相続税の申告期限と同様とすること (建議・要望項目8)
中小法人税制	3	賃上げ促進税制について更正の請求による適用を可能とし、控除限度額を拡充すること (建議・要望項目13)
法 人 税	4	少額減価償却資産等の取得価額基準を引き上げること (建議・要望項目16)
	5	法人税・消費税の申告期限及び納期限を3月以内に改めること (建議・要望項目18)
消 費 税	6	消費税の非課税取引の範囲を見直すこと (建議・要望項目20)
	7	納税義務免除制度及び簡易課税制度について、基準期間制度を廃止し、当該課税期間による判定とすること (建議・要望項目21)
相続税・贈与税	8	取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること (建議・要望項目25)
	9	法人版及び個人版事業承継税制の特例措置における役員就任及び事業従事要件を緩和すること (建議・要望項目29)
地 方 税	10	償却資産に係る固定資産税制度について、制度のあり方を抜本的に見直すこと (建議・要望項目30)

日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務付けられている団体である。

日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約80,000人である。

